

令和8年度第4回筑西市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月10日（金）午後3時02分 から 午後4時20分

2 開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3 出席委員（22人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4 欠席委員（1人）

21番 瀬端 洋

5 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 議案

議案第	21	号	農地法第3条の規定による許可について
議案第	22	号	農地法第4条の規定による許可について
議案第	23	号	農地法第5条の規定による許可について
議案第	24	号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第	25	号	令和9年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について

(4) 報告

報告第	15	号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第	16	号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第	17	号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第	18	号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第	19	号	非農地判断について

(5) 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地調整課長	澤部 明典
農地調整課庶務調整係 課長補佐	谷島 しづ江
農地調整課庶務調整係 係長	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	大塚 早也佳
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7、会議の概要

議 長

只今より、令和8年度第4回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員 22 名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則 第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、21 番 瀬端 洋委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の澤部局長、谷島補佐、板橋係長、大塚主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、18 番・秋山 員宏委員と19 番・宮山 繁治委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第21号、受付番号13番は、7番議席・赤城 美子 委員が関係者となっておりますので先に審議するものとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後3時04分 除斥

議 長

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

山本主事より説明させます。

山本主事

議案第21号、農地法第3条の規定による許可について、令和8年7月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。次のページをお願いします。

番号：13番、権利：所有権移転有償、所在：赤浜字遊内、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：132 m²、譲渡人又は貸主：筑西市中上野、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：25,365 m²、受人：131,324 m²、受人の労力総数及び稼働数：4、4。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号13番から、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

6 番齊藤が、13 番について報告します。

先月 26 日、書類の確認をして、不備のないこと、また、渡人に確認できたこととお伝えします。

続いて内容ですが、13 番は手狭で管理しづらく、耕作せずにいました。

耕うんだけして、周囲に迷惑をかけないようにしていましたが、周りの土地を所有している受人から、譲ってもらえないかとの話があり、売買したいそうです。

何ら問題ないと思われますが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 21 号 受付番号 13 番を採決いたします。

議案第 21 号 受付番号 13 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第 21 号 受付番号 13 番を原案どおり許可することに決しました。

ここで、7 番議席・赤城 美子委員の除斥を解きます。

午後 3 時 07 分 解除

議 長

続いて、議案第 21 号 受付番号 14 番は、8 番議席・齊藤 一弥委員が関係者となっておりますので先に審議するものとし、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 3 時 08 分 除斥

議 長

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

山本主事より説明させます。

山本主事	議案書 5 ページをお願いいたします。 14 番、所有権移転有償、稲荷字東谷、田、田、3,756 m²、下妻市高道祖、筑西市稲荷、665 m²、1,052,490 m²、1、1。 以上です。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	只今、事務局より説明がありました。 受付番号 14 番について、調査委員の報告をお願いいたします。
栗島菊雄 委 員	10 番、栗島です。 14 番についてご報告申し上げます。 受人はこの土地を、以前より借地として、耕作していたそうです。 この度、渡人の方から、所有権移転の話が持ち上がり、受人がその話を受けたような形で、今回の申請になりました。 なんら問題ないと思われます。皆様の審議よろしくお願いいたします。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いいたします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 21 号 受付番号 14 番を採決いたします。 議案第 21 号 受付番号 14 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。議案第 21 号 受付番号 14 番を原案どおり許可することに決しました。 ここで 8 番議席・齊藤 一弥 委員の除斥を解きます。
	午後 3 時 10 分 解除
議 長	続いて、議案第 21 号 受付番号 20 番は、10 番議席・栗島 菊雄 委員が関係者となっておりますので先に審議するものとし、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

- 議 長 それでは、議案について、事務局より説明願います。
- 事務局長 山本主事より説明させます。
- 山本主事 議案書 6 ページをお願いいたします。
20 番、所有権移転有償、関本分中字本郷下、田、田、765 m²、外 3 筆、合計
4 筆、合計面積 3,483 m²、水戸市上国井町、筑西市上野、173,803 m²、293,443
m²、2、2。
以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議 長 只今、事務局より説明がありました。
受付番号 20 番について、調査委員の報告をお願いいたします。
- 齊藤一弥
委 員 8 番の齊藤です。
6 月の 25 日に関城支所におきまして、書類審査を行いました。
後日、受人に直接お話を聞きましたところ、規模拡大をするということで、
振興公社からの、この売買が成立したそうです。
許可相当と思われますが、皆様のご審議よろしく願いします。
- 議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いいたします。
- 委 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結い
たします。
議案第 21 号 受付番号 20 番を採決いたします。
議案第 21 号 受付番号 20 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙
手を願います。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員。議案第 21 号 受付番号 20 番を原案どおり許可することに決しま
した。
ここで 10 番議席・栗島 菊雄 委員の除斥を解きます。

議 長

続いて受付番号 10 番から、事務局より説明願います。

事務局長

山本主事より説明させます。

山本主事

議案書 2 ページをお願いいたします。

番号 1 番から 9 番は保留となります。

10 番、所有権移転有償、桑山字拾貳番耕地、田、田、742 m²、筑西市奥田、筑西市桑山、4,323 m²、23,996 m²、2、1。

次のページをお願いいたします。

11 番、所有権移転有償、伊讃美字東寺野、田、田、991 m²、東京都杉並区下井草、筑西市神分、991 m²、6,403 m²、2、2。

12 番、所有権移転有償、伊讃美字東寺野、田、田、991 m²、東京都目黒区中根、筑西市神分、991 m²、6,403 m²、2、2。

15 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字中本田、畑、畑、377 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 11,574 m²、栃木県小山市駅東通り、筑西市稲荷、5,562 m²、84,976 m²、1、1。

16 番、所有権移転有償、寺上野字桜塚、畑、畑、2,089 m²、筑西市寺上野、筑西市赤浜、15,537 m²、455,708 m²、1、1。

17 番、所有権移転有償、中上野字西田向、畑、畑、864 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,743 m²、筑西市中上野、筑西市赤浜、8,534 m²、455,708 m²、1、1。

18 番、所有権移転有償、寺上野字新田、畑、畑、1,464 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,258 m²、筑西市寺上野、筑西市赤浜、89,065 m²、455,708 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

19 番、所有権移転有償、門井字室ノ木、田、田、5,908 m²、水戸市上国井町、筑西市久地楽、173,803 m²、358,300 m²、2、2。

21 番、所有権移転有償、大関字南原、田、田、1,210 m²、神奈川県横浜市港北区日吉本町、筑西市大関、1,210 m²、74,472 m²、3、2。

22 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、140 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、24,327 m²、0 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

23 番、所有権移転有償、小栗字新宿、畑、畑、236 m²、栃木県宇都宮市五代、筑西市小栗、236 m²、3,753 m²、1、1。

24 番、所有権移転有償、中根字北浦、畑、畑、150 m²、筑西市海老ヶ島、つ

くば市荃崎、筑西市村田、27,775 m²、0 m²、2、2。

25 番、所有権移転有償、村田字葦間、田、田、3,002 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 6,938 m²、筑西市村田、筑西市松原、6,938 m²、2,874 m²、2、2。

26 番、所有権移転無償、小栗字加草、田、田、135 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、14,426 m²、9,344 m²、2、2。

27 番、所有権移転有償、関本中字藤ノ木、田、田、358 m²、東京都西東京市栄町、筑西市関本中、848 m²、56,171 m²、4、4。

次のページをお願いいたします。

28 番、所有権移転有償、笹塚字笹塚、田、田、3,272 m²、筑西市谷中、筑西市伊讃美、3,272 m²、107,062 m²、2、2。

29 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字本田、田、田、1,120 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,753 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市辻、3,608 m²、233,765 m²、5、3。

30 番、所有権移転有償、関本上字天照、田、田、490 m²、東京都西東京市栄町、筑西市関本中、848 m²、5,654 m²、1、1。

31 番、所有権移転無償、辻字西原、畑、畑、878 m²、筑西市上星谷、筑西市辻、878 m²、2,506 m²、1、1。

32 番、所有権移転有償、茂田字薬師堂前、畑、畑、1,279 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,959 m²、筑西市茂田、筑西市茂田、13,607 m²、4,219 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

33 番、所有権移転有償、茂田字星宮、畑、畑、408 m²、神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向西、筑西市茂田、408 m²、0 m²、2、2。

34 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字鴨山、畑、畑、402 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、3,608 m²、406 m²、1、1。

35 番、所有権移転有償、舟生字下宿、田、田、7,090 m²、筑西市舟生、栃木県塩谷郡塩谷町大字泉、21,860 m²、249,579.7 m²、1、1。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 10 番から、調査委員の報告をお願いいたします。

蓮沼俊男
委 員

23 番、蓮沼が報告します。

6 月の 26 日に書類審査をいたしまして、その後、電話で確認をいたしました。今回の申請地は、2 年前までは耕作放棄地だったらしいんですね。

2 年前より、申請地の隣を作っていた受人が耕作していたようなんですけど、今回、渡人の方から売買を申し込まれたそうで、それでは、ということで

今回の申請に至ったようであります。

何ら問題ないかとは思われますが皆様のさらなる審議をよろしくお願いします。

議 長

11 番をお願いします。

永井尚子
委 員

3 番、永井がご報告いたします。

11 番と 12 番、28 番とご報告いたします。

11 番と 12 番は関連がございますので、一緒に説明をさせていただきます。

6 月 25 日、書類審査を行い、後日、電話確認を行いました。

11 番の渡人、12 番の渡人、11 番 12 番の受人は兄妹の間柄であり、相続で受けた土地であるそうです。耕作する予定が今後もないので、受人に任せるということで、今回の申請になったそうです。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、28 番。

同じく 6 月 25 日に書類審査を行い、後日電話確認をいたしました。

渡人受人とも連絡が取れないため、代理人に確認をいたしました。

渡人の規模縮小のため、受人に譲ったということです。

やはり書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

15 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

8 番の齊藤です。

6 月 25 日に関城支所におきまして、書類審査をしました。

後日、渡人・受人に電話をいたしまして、確認をいたしました。この渡人ですが、先月も申請があったように、財産整理のために、すべて処分、順次処分していくということでした。

受人に確認したところ、知人の紹介で、この田畑の売買の依頼があり、所有権移転の有償で、買い受けることにしたそうです。

受人は規模拡大を目指しておりまして、今後も、いろいろと引き受けるような話をしております。

許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

16 番をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

6 番、齊藤が 16 番、17 番、18 番、飛びまして 24 番、25 番。

以上 5 件、報告します。

先月 26 日に、書類の確認をしました。

また、渡人に確認できたものの、17 番については、連絡が取れず、受人にお話を聞きました。

まず、16、17、18。こちらが、受人が同一ですので、まとめてご報告させていただきます。

この 3 件の農地は、以前から受人が耕作しておりました。

渡人それぞれ、受人に管理を任せていたので、売買の話が来たときに、売ることを決めたそうです。

受人は、大きく露地野菜をやられている法人です。規模拡大のためで、問題ないと思われます。

次に、24 ですが、こちらは、14 ページ、5 条の 4 番の案件と、関連があるんですけれど、申請地は、自己住宅を建設予定地の南側で、この面積を家庭菜園として利用するとのことでした。

最後に 25 番ですが、渡人が離農を考えており、買ってくれる人を探していたところ、遠縁になる、親戚っていいですか、そういった方に買ってもらうことになったということです。

受人にとっては規模拡大という案件になります。

以上、16、17、18、24、25 の 5 件、許可相当だと思われますが、さらなる皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

19 番をお願いします

稲 見
く に 子
委 員

16 番、稲見です。

19 番について報告します。

6 月 26 日、書類審査を行い、後日電話確認をしました。

受人は地域の大規模経営をしている農家です。規模拡大をしているということで、農地を買うとのことでした。

振興公社との取引で、何ら問題ないかと思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

21 番をお願いします。

新井英雄
委 員

24 番の新井です。

21 番についてご報告いたします。

先月 25 日、書類審査を実施いたしました。

受人と渡人、それぞれに電話連絡をいたしました。

渡人は、先代から受人にこの場所の耕作を頼んでおりましたが、今回売買という形の申請となったわけです。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

22 番をお願いします

竹内紀男

12 番、竹内です。

委 員

私からは、22 番、29 番、31 番、34 番、35 番の 5 件を報告いたします。

先月の 25 日、関城支所において、書類審査と現地確認をいたしました。

後日ですね、5 件全員に電話にて確認を取り、間違いないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

23 番をお願いします。

秋山員宏

18 番、秋山が報告をいたします。

委 員

23 番と 26 番、2 件について報告をいたします。

先月の 26 日に、協和支所において農業委員・推進委員全員で書類の確認をいたしました。

後日、電話で確認をいたしまして、まず 23 番ですが、受人に以前から、家庭菜園として利用してもらっていた農地で、渡人は、遠方に住んでいることから、耕作する意思もなく、また受人の自宅の隣ってということもあって、今回受人に相談したところ、売買に至ったそうです。

続きまして、26 番ですが、50 数年前ですね、土地改良事業があったときに、受人のお父さんなんですが、お父さんとの間に、売買があったそうです。

しかし、その時に登記等を一切していなくて、今回、受人のお父さんが亡くなったタイミングで、こういうことがわかったので、今回、所有権移転無償ということでの申請になったそうです。

以上 2 件、書類に不備もなく、許可相当かと思われそうですが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

27 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

10 番栗島です。

27 番と 30 番をご報告申し上げます。

27 番と 30 番は、渡人が同一の人です。

受人だけが別な人なのですが、以前より受人が耕作していたものです。

渡人が手放したいってということで、所有権移転の話が出て、27 番と 30 番の
受人が、受けたものです。

書類に不備もなく、許可相当と思われます。以上です。

議 長

32 番をお願いします。

中澤 保
委 員

9 番、中澤です。

32 番と 33 番について報告します。

6 月 25 日に書類審査を行いました。

後日、32 番ですが電話連絡で渡人さんと連絡をとり、申請どおりで間違いな
いということを確認いたしました。

33 番なのですが、渡人さんと受人さん、両方とも電話に出られなくて、代理
人さんの方へ確認とりましたら、間違いなく問題はありませんという答えでし
た。

2 件とも書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審
議の方よろしくをお願いします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結い
たします。

議案第 21 号 受付番号 10 番から 12 番、15 番から 19 番、21 番から 35 番を
採決いたします。

議案第 21 号 受付番号 10 番から 12 番、15 番から 19 番、21 番から 35 番を
原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第 21 号 受付番号 10 番から 12 番、15 番から 19 番、21 番
から 35 番を原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋係長より説明させます。

板橋係長

議案第 22 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 8 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：関本上字天神下、登記簿地目：畑、現況地目：雑種地、面積：1,804 m²のうち 395 m²、申請人：筑西市関本上、転用事由：資材置場兼駐車場。

申請地は、関城支所の北西側約 1.8km、市立関城西小学校の北側約 1.2km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は、申請地に隣接する土地で農業を営んでおりますが、資材置場、駐車場が不足したため、申請するものです。なお、すでに砕石が敷設されており、そのことについて始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番について、調査委員の報告をお願いいたします。

栗島菊雄
委 員

10 番栗島です。

この件につきましてご報告申し上げます。

申請地は、住まいのすぐ脇の隣接する土地なんですが、以前は、所有してなかったんですよ。駐車場というか、車を停めるスペースもない宅地屋敷内で、道路になんか車を停めていて、いくら農道とはいえ、周りからの苦情があったそうです。

それで、たまたま隣接する土地を、何年か前に取得ができて、今回の申請になったわけですが、事務局の説明どおり、少し砕石などを入れちゃって、駐車場兼資材置場に使っちゃっていたんですが、始末書が添付されているっていうことで、やむを得ないかなと思って調査して参りました。

これは、許可相当に値するかなと思います。関城地区の委員・推進委員の皆さんが、許可相当でいいでしょうということでした。

それで書類にも不備もなく申請に間違いのないことをご報告申し上げます。

以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 22 号 受付番号 1 番を採決いたします。 議案第 22 号 受付番号 1 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。議案第 22 号 受付番号 1 番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 続いて、議案第 23 号 「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	板橋係長より説明させます。
板橋係長	議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 8 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。次のページをお願いします。 番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：成田字北成田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：363 m²、譲渡人又は貸主：筑西市関館、譲受人又は借主、筑西市下中山、転用事由：自己住宅。 申請地は、県立下館第一高等学校の東側約 300m、市立養蚕小学校の北東側約 900mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。 申請者は、現在、市内の借家にて生活しておりますが、婚姻により新たに自己住宅を求め申請するものです。 2 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字谷中、田、雑種地、7 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,011 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、駐車場。 申請地は、市立関城中学校の北東側約 200m、市立関城東小学校の西側約 1.2 kmに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。 申請者は、申請地付近で運送業を営む法人です。 現在、駐車場として使用している土地が、農地法の許可を受けていないこと

が判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

番号3番は保留となります。

次のページをお願いします。

4番、所有権移転有償、中根字北浦、畑、畑、310 m²、外1筆、合計2筆、合計面積404 m²、筑西市海老ヶ島、つくば市荃崎、外1名、自己住宅。

申請地は、筑西市役所明野支所の南東側約1.3km、県道筑西つくば線の西側約60mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は夫婦で、夫はつくば市に、妻は市内に居住しておりますが、同居を開始するため、自己住宅を建築すべく申請するものです。

5番、所有権移転有償、小川字本田、畑、畑、375 m²、埼玉県さいたま市大宮区、筑西市布川、自己住宅。

申請地は、JR水戸線川島駅の北側約2km、下館総合体育館の南西側約1.2kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

6番、所有権移転有償、直井字直井、畑、畑、395 m² 外1筆、合計2筆、合計面積488 m²、桜川市岩瀬、筑西市高島、自己住宅。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約200m、筑西警察署の南東側約700mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の実家にて生活しておりますが、婚姻により新たに自己住宅を求め申請するものです。

7番、所有権移転有償、辻字新地、畑、畑、458 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,251 m²、筑西市辻、大阪府大阪市北区、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の北西側約500m、県道谷和原筑西線の西側約300mに位置する500m以内に鉄道の駅のある第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

次のページをお願いします。

8番、地上権、船玉字源次郎、畑、畑、1,011 m²、筑西市船玉、東京都中央区京橋、太陽光発電設備。

申請地は、県道結城下妻線の西側約150m、県西自動車学校の北側約150mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の

検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き、太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

9 番、所有権移転有償、野殿字西久保、畑、畑、315 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 720 m²、筑西市野殿、筑西市甲、資材置場。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約 1.1km、県道谷和原筑西線の西側約 250m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で電気工事業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い資材置場が不足したことから新たに確保すべく申請するものです。

10 番、所有権移転有償、西山田字宿西、山林、畑、4,459 m²、外 17 筆、合計 18 筆、合計面積 47,339 m²、筑西市五所宮、外 13 名、水戸市笠原町、工業団地造成。

申請地は、県道結城二宮線の北側約 650m、下館第 1 工業団地に隣接する広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は、茨城県開発公社です。今般、市内に高まる企業の立地ニーズに対応すべく、地域未来投資促進法の規定に基づき申請するものです。

次のページをお願いします。

11 番、所有権移転有償、海老ヶ島字久保新田、畑、畑、365 m²、筑西市海老ヶ島、筑西市海老ヶ島、自己住宅。

申請地は、市立明野五葉学園の南東側約 1 km、明野支所の南側約 800m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番、2 番、4 番から 11 番について、調査委員の報告をお願いいたします。

中澤 保
委 員

9 番、中澤です。

1 番と 6 番について報告いたします。

6 月 25 日に書類審査を行い、また、現地の確認もいたしました。

26 日に、まず 1 番の渡人さんの方へ連絡を取り、申請どおりで間違いはないということでした。

渡人さんは、不動産会社でした。

これは農業委員会とは関係ないんですが、土地改良の方の関係で、代理人さんが、26日の前に、私の方にちょっと判子をもらいに来た件で、これは私の方も以前から了承はしていた案件です。

6番は、同じく26日に渡人さんの方と連絡を取り合って、電話確認をしたところ、申請どおり間違いないということを確認いたしました。

1番、6番についても書類に不備もなく、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議の方よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

2番をお願いします。

竹内紀男
委員

2番竹内です。

2番について報告いたします。

先月の25日に関城支所において書類審査と現地確認をいたしました。

後日、電話にて確認を取り、間違いないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

4番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

6番齊藤が、4番と11番について報告します。

先月26日に書類の確認をしました。

その後、現地を見てきました。

4番についてですが、自己住宅を建設したために、転用したいということでした。

現地の状況は、最近転用案件が何度か出ている地区で、住宅地になってきている場所でした。

次に11番ですが、こちらは集落の端っこでしたが、周辺住宅などもありました。他の農地に迷惑をかけることもないようです。

以上2件、同行した委員様も、許可相当ということでしたが、さらなる皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長

5番をお願いします。

宮山繁治
委員

19番、宮山です。

5条の5番、売買の件について説明します。

6月25日、現地、書類確認をしております。

本人確認については、翌日に渡人に電話をしたんですが、なかなか出られないので、代理人に確認を取りました。

渡人は相当前から、当該土地を所有しておりまして、遠方であり、必要がなくなったというようなことで、不動産業者を通して売ることにしたということです。

受人はアパートに住んでいますんでっていうようなことで、もともとは五所地区の方でありまして、自己住宅を建築するということでもあります。

許可相当と考えられますが、さらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

7番をお願いします。

齊藤一弥
委員

8番の齊藤です。

6月25日に関城支所におきまして、書類審査、その後、現地調査を行いました。

この土地なんですが、この土地は私が以前、賃借権ということでお借りしていた土地で、この申請の前段に、この渡人の旦那さんが、家に来訪しまして、合意解約の署名捺印をしておりましたので、その時に話を聞いておりました。

この太陽光発電設備の会社の方から、売買の申し出があり、今回の申請になったそうです。

許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長

8番をお願いします。

栗島菊雄
委員

10番栗島です。

8番についてご報告申し上げます。

やはり渡人に電話連絡で調査して参りました。太陽光発電設備ということで間違いのないということを、聞き取り調査して参りました。

申請どおりに間違いのないことをご報告申し上げます。

以上です。

議長

9番をお願いします。

関口 均
委員

1番、関口です。

9番について発表します。

先月25日に書類審査、現地確認を行いました。

現地は野殿から関城へ行く通りの北側のところであります。

西側に墓地と住宅があり、東側は畑が多くある、資材置場予定地には問題のない土地であります。

後日、渡人には、事務所に行き、書類に間違いのないことを確認しました。

また、受人には、電話で聞き取り調査をし、電気工事の仕事で、資材置き場を必要とし、売買に至り、提出された書類に問題のないことを確認しました。

よって当案件は、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

10 番をお願いします。

國府田

13 番、國府田です。

喜久男

6 月の 25 日に書類審査をした後、みんなで確認をしてきました。

委員

そのあと電話をしましたが、1 件だけはちょっと、通じなくて事務局の方に言っているんですけど、あとは全部、うちの集落もあるし、それから友達もいましたので、直接聞いたりしてきました。

それでこれは今、発掘調査しているんですよね。1,500 年ぐらい前の住居跡とか、四、五十人でやっているのを私も見てきました。

それぞれ電話いたしましたら、間違いないということですので、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 23 号 受付番号 1 番、2 番、4 番から 9 番、11 番を採決いたします。

議案第 23 号 受付番号 1 番、2 番、4 番から 9 番、11 番は 30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。

議案第 23 号 受付番号 1 番、2 番、4 番から 9 番、11 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続いて、議案第 23 号 受付番号 10 番は 30 a を超える農地転用事案となります。

議案第 23 号 受付番号 10 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。

よって、議案第 23 号 受付番号 10 番を、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

次に、議案第 24 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋係長より説明させます。

板橋係長

議案第 24 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 8 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：木戸字宮本、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：1,691 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 3,307 m²、判定地目：宅地、利用状況：建物敷地、所有者：栃木県小山市駅東通り。

申請地は、市立関城東小学校の南東側約 800m、県道谷和原筑西線の西側約 600m に位置する土地です。平成 18 年には農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。

2 番、一本松字一本松、畑、宅地、152 m²、宅地、住宅敷地、筑西市丙。

申請地は、国道 294 号線の東側約 50m、市立下館南中学校の西側 10m に位置する土地です。

平成 18 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。

3 番、井上字仲道、畑、宅地、105 m²、宅地、住宅敷地、筑西市井上。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 150m、認定こども園せきじょうの北側約 200m に位置する土地です。

昭和 60 年には、農地ではないとして「家屋評価証明書」を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

4 番、築地字成沢、畑、宅地、809 m²、宅地、建物敷地、筑西市築地。

申請地は、県道明野間々田線の南側約 150m、市立鳥羽小学校跡地の北側約 340mに位置する土地です。

平成 15 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

5 番、知行字下宿、畑、宅地、284 m²、宅地、住宅敷地、筑西市知行。

申請地は、市立古里小学校の北側約 800m、県道つくば真岡線沿いに位置する土地です。

平成 3 年には、農地ではないとして「建物登記事項証明書」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いいたします。

齊藤一弥
委員

8 番の齊藤です。

1 番と 3 番を報告します。

6 月 25 日に、関城支所におきまして、書類審査をいたしました。

その後、現地の確認も行いました。

この 1 番ですが、3 条の 15 番で、先ほど報告をいたしました、財産を整理するという方の住宅敷地です。現地調査時には、住宅 1 棟、納屋 1 棟、それと、以前にお使いになっていた牛舎 1 棟がありました。

現在は、敷地内は草が繁茂しており、ちょっと整理しないと住宅としては使えないのかなってという判断もいたしました。

税金の納付も済ませていることから、非農地証明の発行に、支障はないと判断いたしました。

続いて 3 番は、コの字型に囲むようにした住宅の周りが、この申請の 105 m²の農地です。

住宅が中央に建っておりまして、現在は住んでいないようでした。

20 年を経過しているということで、こちらでも非農地証明の発行に支障がないと判断いたしましたが、皆様のさらなるご審議をよろしく願いいたします。

議長

2 番をお願いします。

大林富子
委 員

20 番、大林です。

2 番について報告いたします。

先月 25 日に書類審査、及び現地調査を行いました。

現地は市立南中の西側にあり、住宅が建っておりました。現在は居住していないようでした。用途の変更がなされて、20 年以上経過しており、願い出の内容が確認できるものでした。

従って、非農地の証明は可能と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

4 番をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

6 番、齊藤が、4 番について報告します。

先月 26 日、書類の確認をして、そちら不備はありませんでした。

現地確認については、数ヶ月前に、非農地証明が出せるか、のことで 1 度訪問しており、その時に確認しております。

この場所は、寺院の駐車場などとして、砂利などが引かれておりました。

また、屋敷の一部として使用されておりましたので、同行された委員さんが、全員、許可相当ということでしたが、皆様のさらなるご審議よろしく願います。

議 長

5 番をお願いします。

蓮沼俊男
委 員

23 番、蓮沼が報告いたします。

6 月 26 日に書類審査をいたしまして、協和地区全員で現地を訪れて確認して参りました。

今回のこの現地は 2 本の県道、2 つの交差する角にありまして、宅地が建っています、3 筆のうちの 1 筆が今回の申請でありまして、備考欄にありますように、35 年が経過しており、協和地区全員が、非農地証明の発行が可能であるというふうに判断をして参りました。

皆様のさらなる審議をよろしく願います。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、願います。

委 員

「異議なし」

議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 24 号 受付番号 1 番から 5 番を採決いたします。 議案第 24 号 受付番号 1 番から 5 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	（挙手全員）
議 長	挙手全員。 よって議案第 24 号 受付番号 1 番から 5 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。 次に、議案第 25 号「令和 9 年度 国・県農業政策に対する意見・要望報告書について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	谷島補佐より説明させます。
谷島補佐	議案書の 21 ページをお開き願います。 議案第 24 号、令和 9 年度 国・県農業施策に対する要望報告書について、令和 8 年 7 月 10 日提出 筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。 次のページをお願いします。 令和 9 年度 国・県農業施策に対する要望につきまして、ご意見・ご要望をいただき、ありがとうございました。 この要望報告書につきましては、委員の皆様からいただいたご要望を事務局で集約し、整理したのち、茨城県農業会議に提出することになっております。そのようなことから、意を同じにする内容のご意見につきましては、集約させていただいております。できる限り趣旨が変わらないようにいたしましたが、ご提出いただいた文章からは、変わっている場合もございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 それでは、説明させていただきます。 【県への要望事項】につきましては、食料安全保障の観点から、食料自給率の向上を図るため農業従事者の負担を減らすとともに、安心して農業に取り組めるよう各種補助金の確保及び生産効率向上のための技術提供を要望する。 理由といたしまして、日本の食料自給率は 38%にとどまり、農業者の減少や地政学的な紛争により、原油や資材費が高騰し、肥料・燃料の安定調達が困難になっている。食料自給率の向上と安定供給の確保は、県民の生命と生活を守るための最優先課題であり、補助金と併せて技術情報の提供により農業者の負

担減少及び所得の向上につなげる。

次に、農地集積・集約化を加速させ、農業の効率化を図るために、効率的な農業構造の構築に向けた担い手の育成・確保を実現するための助成金及び農業経営において後継者への支援強化となる補助金等の支給を要望する。

理由といたしまして、生産効率上昇の基盤となる農地集積・集約は重要であり、さらなる推進が求められるが、担い手の高齢化や耕作放棄地の問題も大きい。若い世代が都市部から農村へ移住・定住する動きも見られるが、支援は充分ではなく、就農している後継者が規模を拡大するための資金も乏しい。新規就農者及び後継者への新たな補助金等の設立をし、さらなる支援を図る必要がある。

次に、農作業の効率化と地域農業の振興を図るため、進入道路等の整備、水路のパイプライン化及び病虫害の発生を防ぐための除草対策に対する指導及び補助金の早急な対応を要望する。

理由といたしまして、畑地は道路が狭く、大型機械が通れないところは担い手に耕作依頼ができない。また、水路の老朽化によりひび割れ等が生じ、冬季は圃場に水が漏れ、耕起が遅れるなど、作業効率の低下が発生している。さらに荒廃地からの虫の発生により農作物への被害が甚大になるため、県による指導や補助金支給により、基盤整備の改善を図る必要がある。

次のページをお開き願います。

【国への要望事項】の1番と2番につきましては、予算確保と事業実施の確実性を高めるため、県へ要望と同じ事項を挙げております。

中段をご覧ください。

要望といたしまして、生産者と消費者が共に安心できるような米価の設定、及び生産量の確保を行うなど、米政策の抜本的な改革を要望する。

理由といたしまして、国内の食料事情に対し、すべての人が安心できるよう、生産量の確保及び価格の安定化は必要である。

次の要望といたしまして、土地改良に関する予算の大幅増額と土地基盤整備後の「本登記」の再検討を要望する。

理由といたしまして、担い手が減少する中、大規模経営を支援するため土地基盤整備を早急に実施する必要がある。しかし、土地基盤整備事業は着工から完了まで相当な時間を要するため、その間に発生する権利変動が本登記の大きな障壁となり、事業に参加することをためらう土地所有者が出る恐れがある。整備に遅れが出ないよう「本登記」に係る課題の再検討と事業費の大幅増額が必要である。

以上のような内容となっております。

この報告書につきましては、議案提出後、議決が得られましたら、茨城県農業会議に提出いたします。

茨城県農業会議は県内の各農業委員会から提出された要望・意見等に加え、農業経営者組織等からの意見を整理し、専門委員会で検討したのち、茨城県知事に対し、意見が提出されます。また県からは、国に対して施策化を働きかけるべき事項についてとりまとめ、提出されることになっております。

説明は、以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、お願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長

本日、開催いたしました農政企画審議会において、議案第 25 号「令和 9 年度 国・県農業政策に対する意見・要望報告書について」を協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第 25 号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 25 号を採決いたします。

議案第 25 号「令和 9 年度 国・県農業政策に対する意見・要望報告書について」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第 25 号「令和 9 年度 国・県農業政策に対する意見・要望報告書について」、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、日程第 4 報告第 15 号から第 19 号を事務局より説明願います。

事務局長

谷島補佐より説明させます。

谷島補佐

報告第 15 号から報告第 19 号までを一括してご説明させていただきます。

初めに 24 ページをお開き願います。

報告第 15 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和

8年7月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は2件でございます。

これは公益社団法人 茨城県農林振興公社 農地中間管理機構による、農地売買等の特例事業による所有権移転でございます。

次に26ページをお開き願います。

報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、令和8年7月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は1件でございます。

これは市街化区域内における転用で、自己住宅1件でございます。

次に28ページをお開き願います。

報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、令和8年7月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は4件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅2件、住宅敷地1件、建売住宅1件でございます。

次に31ページをお開き願います。

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和8年7月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

32ページから44ページにかけまして、合意解約の通知のありました件数、37件でございます。

次に45ページをお開き願います。

報告第19号 非農地判断について、令和8年7月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

非農地判断件数3件でございます。

現地調査を実施し、当該農地が山林化等により、耕作に資することができない状態であると非農地判断を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第15号から第19号につきましては、報告でございますので、ご了承承ります。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年度第4回筑西市農業委員会定例総会を閉会いた

します。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和8年7月10日

議 長

署名委員

署名委員